平成２３年（フ）第４１２６号
大阪市西成区松３丁目11番36号
債務者　畑山　昭子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５５号
大阪市北区天神橋１丁目12番６―804号
債務者　豊田　昌義
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１５６号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番49―512号
債務者　吉田　ミキ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８１号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番２―605号
債務者　川野　晴伸
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５７２号
住民票上の住所大阪府東大阪市渋川町１丁目８番27号　アドバンス渋川203号
債務者　成瀬　純子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８２号
大阪府枚方市松丘町37―26　レオパレスＯＨＩⅡ306号中村方、住民票上の住所宮城県岩沼市桑原３丁目５番11号　ブローテ堤102号
債務者　谷　　瑞乃（旧姓大瀧）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６４３号
大阪市住之江区南港中５丁目６番23―503号
債務者　小川　明子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８３号
大阪市西区南堀江１丁目23番11号503、前住所大阪市西区新町３丁目10番21―5003号
債務者　森口　真琴
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０１号
大阪市平野区平野東３丁目５番26号　野堂ハイツ１Ｂ、前住所奈良県香芝市旭ケ丘３丁目４番地の８
債務者　江口　晴久
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７０７号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―437号
債務者　青木　　護
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２６号
大阪府箕面市桜井１丁目18番33号
債務者　西川みさ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２７号
大阪府茨木市鮎川４丁目11番13号
債務者　砂田　崇雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５８号
大阪府守口市東光町３丁目11番19号
債務者　小玉　信良
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８０号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―1503号
債務者　浅井　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８１号
大阪府豊中市上新田４丁目４番58―102号
債務者　大和　純志
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３３号
大阪府豊中市柴原町２丁目３番15―203号
債務者　石田　久美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６１号
大阪市西区江戸堀２丁目６番37―211号
債務者　明壁　和人
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８６６号
大阪市西成区天神ノ森１丁目18番11号
債務者　寺岡真知子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部